特許権	判決年月日	令和元年8月29日	担当	
	事件番号	平成30年(行ケ)第10084号	部	

○ 発明の名称を「アルミニウム缶内にワインをパッケージングする方法」とする発明について、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件優先日当時の技術常識から、当業者が本件発明に含まれる塩化物の濃度300ppm未満及びスルフェートの濃度800ppm未満の数値範囲の全体にわたり本件発明の課題を解決できると認識できるものと認められないから、本件発明は、サポート要件に適合するものと認めることはできないとして、原告の取消請求を棄却した事例。

(事件類型)審決(無効成立)取消 (結論)請求棄却

(関連条文) 特許法36条6項1号

(関連する権利番号等) 無効2016-800043号(本件審判)

## 判 決 要 旨

- 1 本件は、発明の名称を「アルミニウム缶内にワインをパッケージングする方法」とする発明についての特許に係る特許無効審判請求について、特許庁がした無効審決の取消しを求める事案である。
- 2 本判決は、概要、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。
  - (1) 特許法36条6項1号は、特許請求の範囲の記載に際し、発明の詳細な説明に記載した発明の範囲を超えて記載してはならない旨を規定したものであり、その趣旨は、発明の詳細な説明に記載していない発明について特許請求の範囲に記載することになれば、公開されていない発明について独占的、排他的な権利を請求することになって妥当でないため、これを防止することにあるものと解される。

そうすると、所定の数値範囲を発明特定事項に含む発明について、特許請求の範囲の記載が同号所定の要件(サポート要件)に適合するか否かは、当業者が、発明の詳細な説明の記載及び出願時の技術常識から、当該発明に含まれる数値範囲の全体にわたり当該発明の課題を解決できると認識できるか否かを検討して判断すべきものと解するのが相当である。

(2) 本件明細書の発明の詳細な説明の記載からは、本件発明の課題は、アルミニウム 缶内にパッケージングした「ワインの品質」が保存中に著しく劣化しないようにす ることであり、ここにいう「ワインの品質」は、「ワインの味質」を意味するもの と理解できる。そして、本件明細書の発明の詳細な説明には、白ワインの保存評価 試験の結果として、パッケージングされた白ワインを30℃で6ヶ月間保存した後 に、味覚パネルによる官能試験により、「許容可能なワイン品質が味覚パネルによ って確認された」との記載があることに照らすと、ワインの品質(味質)が劣化し たかどうかは味覚パネルによる官能試験によって判断されることの開示があること が認められる。

- (3) 本件明細書の発明の詳細な説明の記載全体をみても、アルミニウム缶に保存されたワイン中のアルミニウム含有量のみに基づいてワインの味質が劣化したかどうかを判断できることについての記載も示唆もない。
  - さらに、アルミニウム缶に保存されたワイン中のアルミニウム含有量とワインの 味質の劣化との具体的な相関関係に関する技術常識を示した証拠は提出されておらず、上記の具体的な相関関係は明らかではない。
- (4) 本件明細書の発明の詳細な説明には、白ワインの保存評価試験において「許容可能なワイン品質が味覚パネルによって確認された」ワインの保存開始時の塩化物及びスルフェートの各濃度についての具体的な開示はなく、仮にこれらの濃度が、本件発明で規定するそれぞれの濃度(「300ppm未満の塩化物」及び「800ppm未満のスルフェート」)の範囲内であったとしても、それぞれの上限値に近い数値であったものと当然には理解することはできないから、上記保存評価試験の結果から、本件発明の対象とするワインに含まれる塩化物の濃度範囲(300ppm未満)及びスルフェートの濃度範囲(800ppm未満)の全体にわたり「ワインの味質」が保存中に著しく劣化しないことが味覚パネルによる官能試験の試験結果により確認されたものと認識することはできないというべきである。
- (5) 以上によれば、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件優先日当時の技術常識から、当業者が本件発明に含まれる塩化物の濃度300ppm未満及びスルフェートの濃度800ppm未満の数値範囲の全体にわたり本件発明の課題を解決できると認識できるものと認められないから、本件発明は、サポート要件に適合するものと認めることはできない。